第Ｆ―451号	仕切り隔壁（Ａ　Ｕ―Ａ30―ＢＡ　30級）	〃
第Ｆ―452号	仕切り甲板（Ａ　Ｕ―Ａ30―ＤＡ　30級）	〃
第Ｆ―453号	仕切り隔壁（Ａ　Ｕ―Ａ60―ＢＡ　60級）	〃
第Ｆ―454号	仕切り甲板（Ａ　Ｕ―Ａ60―ＤＡ　60級）	〃
第Ｆ―455号	仕切り隔壁（Ｂ　Ｕ―Ｂ15―ＢＡ　15級）	〃

○国土交通省告示第三百号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次の検定機関の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十三年三月二十四日　　国土交通大臣　大畠　章宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次の検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十三年二月二十二日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　財団法人日本舶用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号魚町センタービル５階

○観光庁告示第二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社（登録研修機関第二十六号）から研修業務を行う事務所の所在地及び名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十四日

観光庁長官　溝畑　宏

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都中央区日本橋三丁目九番二号
変更後	東京都港区新橋三丁目三番九号

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	営業統括本部業務部業務課
変更後	企画統括本部統括業務部総務課

三　変更の年月日　平成二十二年十二月十三日

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十四日　　観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十三年一月十八日

二　登録番号　第三十一号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社エイチ・アイ・エス

四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号住友不動産新宿オークタワー二十九階

六　法人にあってはその代表者の氏名　平林　朗

○観光庁告示第四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十四日　　観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十三年一月十八日

二　登録番号　第三十二号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社東京リーガルマインド

四　住所　東京都千代田区三崎町二丁目二番十二号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル

六　法人にあってはその代表者の氏名　反町　勝夫

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一項の規定により公示する。

平成二十三年三月二十四日　　観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成二十三年一月二十五日

二　登録番号　第三十三号

三　登録研修機関の氏名又は名称　学校法人千代田学園

四　住所　大阪府河内長野市楠町西一〇九〇番地

五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府河内長野市小山田町一六八五番地

六　法人にあってはその代表者の氏名　吉田　博司

○海上保安庁告示第七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年三月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	徳島津田外防波堤南灯台
位置	
所在地	徳島県徳島小松島港徳島区（徳島津田外防波堤南端）
北緯	三四―〇二―一五
東経	一三四―三五―五七
変更した事項	高さ
変更年月日	地上から構造物の頂部まで八・九メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル 平成二十三年二月二十一日
名称	新潟港東区東三号シーバース灯
位置	
所在地	新潟県新潟港東区（新潟港東区第二東防波堤灯台の南西方約一・七キロメートル）
北緯	三八―〇〇―〇三
東経	一三九―一三―三〇
変更した事項	記事
変更年月日	新潟石油共同備蓄株式会社管理 平成二十二年十一月二十四日